

## 【新規】コロナ禍における生活困窮者支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活に困窮する世帯で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対し、3か月にわたり新たに支援金を給付する。

【支給額】 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

【対象】 15世帯（見込） 内訳 単身世帯：6世帯  
2人世帯：3世帯  
3人世帯：6世帯

【スケジュール】 6月中 対象者に案内文書を送付  
(市のホームページにも掲載)  
7月1日～ 申請受付開始、支給開始  
～8月31日 受付終了  
11月中 支給終了

【支給要件】 公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと等



【事業費】	事務費（消耗品費）	100千円
	事業費（扶助費）	3,600千円
	合計	3,700千円

【財源】	新型コロナウイルス感染症 セーフティネット強化交付金	3,700千円
------	-------------------------------	---------

【担当】 社会福祉課保護係 23-1077